

「シバラク」を表す漢字の 用法からみた「小右記」

清水 教子

拙稿は「シバラク」を表す漢字の用法について、「小右記」とほぼ同時期の記載年月を持つ記録語文献三点、すなわち「権記」・「御堂闋白記」・「左経記」と比較して、「小右記」の特徴を明らかにしようとするものである。以下に、次のような手順で述べてゆくことにする。

- 一、記録語研究における題目の位置付け
- 二、「小右記」等、記録語文献四点
- 三、「シバラク」の漢字表記
- 四、「小右記」の「シバラク」
- 五、「権記」等三文献の「シバラク」
- 六、まとめ

一、記録語研究における題目の位置付け

私は記録語の文体に興味を持っている。平安時代の言語と云えば、位相語として仮名文学語・漢文訓読語・記録語の三つが存在している。その内現存する記録語文献としては、平安初期のもの二点、中期のもの五点、後期のもの十四点、院政期のもの二十二点ほどが知られている。これら一つ一つの文献についてその文体を明らかにし（つまり共時的研究）、次いで時期区分ごとに、その文体に共通点があるかどうかを吟味し、次には平安初期から院政期までにおいて、文体に史的推移が見られるかどうか、見られるとすればそれはどのような推移なのかを究明する（つまり通時的研究）こと、この最後のものが、今のところ私の記録語研究の最終目標である。

さて、今回の題目である「シバラク」を表す漢字の用法からみた「小右記」は、平安後期の一記録語文献である「小右記」を取り上げて、その文体に関与する一つの事象である「シバラク」を表す漢字の用法に視点を置いたものである。だから、今回は共時的研究のほんの一部に過ぎない。

そして、「小右記」とほぼ同時期の記載年月を持つ「権記」等の三文献と比較することによって、「小右記」の特徴を浮き彫りにしようとしたのである。

二、「小右記」等、記録語文献四点

「小右記」等四文献はいずれも公卿の日記であり、その記者名・現存始終年紀・所収文献名等について、次に一覧表で示すことにする。

後期			日記名	記者名	現存始終年紀	所収文献名
左	中	右				
経記	御堂関白記	藤原道長	藤原実資	藤原実資	天元五(九八二年)~長元五(一〇三二年)	史料大成
源	藤原道長	藤原行成	藤原行成	藤原行成	正暦二(九九二年)~寛仁元(一〇一七年)	史料大成
経頼	藤原道長	藤原行成	藤原行成	藤原行成	長徳四(九九八年)~治安元(一〇二二年)	大日本古記録
源	藤原道長	藤原行成	藤原行成	藤原行成	長和五(一〇一六年)~長元八(一〇三五年)	史料大成

これら四人の記者についてみれば、藤原実資は右大臣・従一位、藤原行成は権大納言・正二位、藤原道長は摂政・従一位、源経頼は参議左大弁・従四位上、といった具合で、いずれも政治上の要職にあった人々である。又、実資と道長は伯父と甥の關係に、道長と行成も叔父と甥の關係にあつて血縁關係は濃い、彼らの学問上の環境が同様であつたかどうかは未調査である。

なお、「シバラク」を表す漢字の用例カードは、それごとく、右の一覽表の所収文献名のものによつてゐる。

三、「シバラク」の漢字表記

「シバラク」という副詞を漢字で表記するために、「小右記」等とほぼ同じころの古字書である「三卷本色葉字類抄」(成立は院政期で、書写は鎌倉時代)では、次の諸字が掲げられている。

なお、漢字の右肩の数字は私に記したものである。

○且¹シハラク²暫³又⁴暫⁵少⁶(中略)項⁹(中略)籍¹⁸已上同 (前田本、下シ辞字78オ1)

○須臾^{シハラク同}(二時刻分) (前田本、下シ疊字79オ2)

○小選^{シハラク}我項^同項^同只且^同少^同時^同 (前田本、下シ疊字85ウ7)

ところで、「小右記」等の記録語文献において、たとえば(傍線は私に記す)「小右記」の「舞妓進舞、台已無敷板、仍暫致遅舞」というような場合、「暫」字はどんな日本語を表記するために用いられているのであろうか。それを帰納するには、「暫」字を含む前後の文脈から意味を探ること、「小右記」全体における「暫」字の用法を調査すること、当時の古字書の和訓を参照すること、の三つの点が考えられる。そして、これらの点から検討した結果、「小右記」の「暫」字は日本語「シバラク」を表記するために用いられていることがわかる。

四、「小右記」の「シバラク」

「小右記」等四文献の「シバラク」について調査すると、次のa b二つの意味のいずれかで

あることがわかる。aは、シバラクの間々するという意味で用いられている場合であり、bはシバラクして(ありて)々々するという意味に用いられている場合である。

「小右記」の「シバラク」を表す漢字表記としては、若干の例外はあるが、aとして「且、暫(正字)・暫(通字)、暫程」の三種類があり、bとして「頃、暫之(又は暫之)、頃之、須臾、少選(正字)・小選(類字)、少時(正字)・小時(類字)」の六種類がある。これらの用例数については、他の文献と共に別紙に一覧表で示すことにする。別表一・別表二を御覧いただきたい。別表一は正字・通字、正字・類字を別々にしたものであり、別表二はそれらを一緒にしたものである。(P63、P64)

次に具体例を示しながら、「小右記」の「シバラク」を表す漢字の用法について説明していくことにする。

ア「且」

「小右記」には「且」は全部で8例しかなく、次の例のように、すべてaの意味に用いられている。

なお、用例の傍線は私に記したものであり、旧漢字は新漢字に直して掲げることにする。これら二点は、他の三文献の用例においても同じである。

① 早朝宰相来、即参大殿、归来云、夜部惱給、今尚不快坐、且被行三十講事、又有吟行声、人々有憂嘆氣、(寛仁二年五月一日)

イ「暫」又は「暫」

正字「暫」129例・通字「暫」95例、合計224例のうち、aの意味で212例、bの意味で12例用いられており、a対bは95%対5%となり、aの意味に使われるのが本則である。

aの意味

② 戸内南戸数度如人引動揺、驚奇之程暫止、又更揺動如初、(万寿二年十月二十三日)

③ 兵部卿不参、予暫候罷出、(寛弘九年四月二十八日)

bの意味

④ 仍参殿上、即参御前、先居出居前、次将間、仍称名、着御前座、暫中納言頼定、参議経房三位中将能信、参議公任参上、(長和三年十二月二十三日)

⑤ 参殿、暫参院及宮、(永観三年五月五日)

ウ「暫程」

「暫程」は「シバラクのあいだ」とほぼ同じ意味の「シバラクのほど」で、「程」字を用いて明記されており、用例は次の1例のみでaの意味に用いられている。

⑥ 下人子童^{歳七}落入井中、驚而令取出、経暫程僅取出、已溺死、(長和五年四月十一日)

エ「頃」

「頃」は2例しかなく、次の例のようにいずれもbの意味に用いられている。

⑦ 右大臣事了卷 [] 之後召余、下給叙位簿、入箱、頃執筆人取副笏退下、

(永観三年三月七日)

オ「暫之」又は「暫之」

「暫之」9例・「暫之」17例、合計26例のうち、25例(96%)までがbの意味に用いられており、aの意味では1例(4%)に過ぎない。すなわち、bの用法が本則である。

aの意味

⑧ 次給螺盃之間、使等罷立、但給陪從銅盞、仍左大臣以下暫之候南廊壁下、於此処用螺盃、

(永観三年三月二十六日)

bの意味

- ⑨ 申剋許參内、諸卿不參、暫之諸卿參入、(寛仁二年十一月二十二日)
⑩ 其後資平追來、以彼又令召隨身、暨之參來、(寛弘八年正月二十一日)

カ「頃之」

「頃之」は次の例のように、86例全部がbの意味に用いられている。

- ⑪ 今夜戌時許蜈蚣入耳、頃之出之、其長一寸余許、(天元五年三月二十八日)
⑫ 午時許參清水寺、頃之歸宅、(永観二年十二月十八日)

キ「須臾」

「須臾」は2例しかないが、「頃之」と同じくいずれもbの意味に用いられている。

- ⑬ 従去夕兩脚頻降、已無晴氣、伺隙欲參齋院、猶以滂沱、未剋許乾風扇雲赴巽、須臾雨止、似有神感、(長和三年四月十八日)

- ⑭ 早退出、到祭使所、須臾參撰政狹敷、(長和五年四月二十五日)

ク「少選」又は「小選」

- 「少選」59例・「小選」13例、計72例のうち71例までがbの意味であり、1例のみがaの意味であつて、本則はbであると言える。

aの意味

- ⑮ 參宮、少選祇候、參花山院、良久候御前、(長徳五年七月十二日)

bの意味

- ⑯ 午時許、火見南方、其程遼遠、少選下人走來云、内大臣家者、(正暦六年正月九日)

- ⑰ 今日主上初覽官奏、仍參入、小選左大臣信雅參入、(正暦四年四月二十八日)

ケ「少時」又は「小時」

「少時」95例・「小時」143例、合計238例全部が、次の二つの例のようにbの意味で用いられている。すなわち、b専用である。

- ⑱ 歸來云、内大臣已下候飛香舎、関白未被參者、少時又見遣、申云、只今関白被參上者、

(長元二年閏二月二十二日)

- ⑲ 左大将來陣、小時大皇后宮大夫俊賢、右大弁朝經參入、(寛仁二年十月二十二日)

以上、若干の具体例を示して説明してきたが、今一度まとめてみると、次のように要約することができる。

aの意味専用は「且」と「暫程」であるが、両者とも用例数はわずかである。「暫」又は、「暨」もaの意味で用いられるのが本則であり、bの意味で用いられるのは例外である。用例数の上からみて、「小右記」では「暫」又は「暨」がaの意味で用いられる場合の主役であると言える。

bの意味専用は、用例数の多い順に「少時」又は「小時」・「頃之」・「頃」・「須臾」の四種類である。そして「少選」又は「小選」・「暫之」又は「暨之」の二種類も、それぞれ一例ずつの例外(aの意味での用法)はあるが、bの意味に用いられるのが本則である。用例数の上からみて、bの意味で用いられる場合の主役は「少時」又は「小時」であり、「頃之」、「少選」又は「小選」がそれに続くものと言えよう。

これら使用度の高い用字を前述の「三卷本色葉字類抄」と照合してみると、「暫」又は「暨」は二番目、「少時」又は「小時」は五番目、「頃之」は三番目、「少選」又は「小選」は一番目に掲げられており、「少時」又は「小時」以外はいずれも掲載順位の早いものであることがわかる。当時の書記生活において、掲載順位の早い漢字ほど頻繁に用いられたものと言われており、「小右記」の「シバラク」を表す漢字もその例外ではないのである。

なお、正字対通字、正字対類字の観点から「小右記」の用字を眺めてみると、どうなってい

るであろうか。別表一を次のように整理し直してみる。

表 (-)

正字	暫	129	暫程	1	暫之	9	139	251	55%
通字	暫	95			暫之	17	112		45%

表 (二)

正字	少選	59	少時	95	154	50%
類字	小選	13	小時	143	156	50%
				310		

表(-)から正字と通字の使用状況は、正字の方が過半数を越えてはいるが、通字との差はそれほどないことがわかる。

表(二)から正字と類字の使用状況は、ほぼ同じであると言ってよい。

右の二つの結果から、「小右記」の記者である藤原実資は正字対通字、正字対類字の区別をそれほど意識して使わなかったのではないかと考えられる。

五、「権記」等三文献の「シバラク」

「権記」・「御堂関白記」・「左経記」についても、「小右記」の場合と同様な説明をしていくことにする。「シバラク」を表す漢字の一覧および用例数については、別表一・別表二を御覧いただきたい。(↓P63 ↓ P64)

(一)「権記」

「権記」では「暫」又は「暫」・「暫間」がaの意味に、「暫之」又は「暫之」・「頃之」・「有頃」がbの意味に用いられている。それに、「暫」又は「暫」はbの意味(26%)にも用いられている。種類としては五種類であり、前記の「小右記」が九種類もの用字を持っているのに比べると少ない。

ア「暫」又は「暫」

「暫」又は「暫」は、用例⑳のようにaの意味で使われているのが87例、用例㉑のようにbの意味で使われているのが30例で、その割合は74%対26%となる。bの例が26%も占めてくると、例外であるとは言えなくなってしまう。

㉑ 先例三宮暫住他家之時、臨時加賞家主、(長保元年十二月五日)

㉒ 左右源中将経房参会、暫左衛門督参会、(長保三年二月六日)

イ「暫間」

「暫間」は「間」字によって「アイダ」の意味が明示されており、次例のように2例共にaの意味に用いられている。

㉓ 即詣近衛殿、女房等云、今間邪氣移人頗宜、暫間帰宅休息、(長徳四年三月三日)

ウ「暫之」又は「暫之」

「暫之」又は「暫之」は次の2例のように、64例全部がbの意味に用いられている。

㉔ 次詣左府、暫之詣彈正宮、(長保四年四月九日)

㉕ 右衛門督、先在座、暫之左兵衛督参入、(寛弘八年八月二十八日)

エ「頃之」

「頃之」は用例㉖のように、56例中55例までがbの意味に使われており、用例㉖の1例のみがaの意味に用いられていると考えられる。この1例は例外とみなせるので、「頃之」はb専用品であると言ってよい。

- ②⑤ 早可被行之由、同可奏、頃之自左府、權中将来示云、(長徳四年七月十四日)
- ②⑥ 生貴子、感悟不少、頃之氣上、念本尊得平愈、(長保三年八月一日)

オ「有頃」
 「有頃」は次例のように、8例全部がbの意味に用いられている。もつとも、「有」字によってbの意味であることが明記されているが。

- ②⑦ 少弁云、暫念不可立、此間深念本尊、有頃平復、(長徳四年三月十六日)
- 以上のことから、「權記」ではaの意味として「暫」又は「暫」が主役であり、このことは前述の「小右記」と共通している。

bの意味としては用例数の上から、「暫之」又は「暫之」と「頃之」が主役である。この二者は「小右記」にも用いられているが、「有頃」は「小右記」には見られないものである。なお、正字・通字の観点から別表一を整理し直してみると、次表のようになる。

正字	暫	115	暫間	2	暫之	60	177	183	97%
通字	暫	2	暫之	4	6	3%			

右の表から、「權記」では正字が主として用いられていて、通字の方はごくわずか(3%)しか用いられていないことがわかる。

(二)「御堂関白記」

「御堂関白記」ではaの意味として「暫」又は「暫」と「暫之間」の二種類が、bの意味としては「有暫」又は「有暫」の一種類が用いられている。「小右記」の九種類に比べると、「御堂関白記」の三種類は三分の一に過ぎない。

ア「暫」又は「暫」

「暫」又は「暫」は24例中22例(92%)までが用例②⑧②⑨のように、aの意味に用いられており、2例(8%)のみが用例③⑩のようにbの意味に用いられている。「御堂関白記」の「暫」又は「暫」は「小右記」のそれと同様に、bの意味に用いられるのは例外であると言える。

- ②⑧ 右大臣令勘奉幣使日時程、暫立座、奏後又着、(寛弘八年八月十五日)
- ②⑨ 依内待遅参、暫相待、給御幣宣命、(寛弘七年十二月十一日)
- ③⑩ 入夜参入内、即出中院給、共奉幸行、暫退出、候所宿、是有依惱氣也、
 (寛弘元年六月十一日)

イ「暫之間」

「暫之間」は「間」字によって「アイダ」が明記されており、用例は次の1例のみでaの意味に用いられている。

- ③⑪ 辰三刻、男皇子降誕給、暫之間、雖有重惱、無殊事、(寛弘六年十一月二十五日)

ウ「有暫」又は「有暫」

「有暫」又は「有暫」は「有」字によって明記されているように、16例全部がbの意味を示している。

- ③⑫ 仰可令勘政初日、有暫申十九日由、(寛弘五年正月十四日) 「論」
- ③⑬ 别当・章信等在前間、藏人所方有高声事、有暫别当申云、宗相与守親相輪声也、
 (寛仁元年七月十三日)

以上のことから、「御堂関白記」ではaの意味を表すものとして、「暫」又は「暫」が主役であること、bの意味を表すものとしては「有暫」又は「有暫」が専用されていることがわかる。

なお、正字・通字の観点から別表一を整理し直してみると、次のようになる。

正字	暫	暫之間1	有暫	
通字	暫		有暫	
	5		4	
			9	
			41	
			22%	78%

「御堂関白記」における正字使用率78%は、「権記」の97%には及ばないが、「小右記」の55%よりはるかに高いことがわかる。

(三) 「左経記」

「左経記」では a の意味として「且」と「暫」又は「暫」と「頃」の三種類が、b の意味として「暫」又は「暫」・「頃」・「頃之」・「有暫」・「有頃」の五種類が用いられているが、形の上では全体として六種類であり、「小右記」の九種類に次いで多い。

ア「且」
「且」は全部で5例しか使われていないが、次の例のようにすべて a の意味に用いられている。

③④ 余触左大弁、且於陣腋見僧名等、頃之左大弁来陣腋云、(長元八年三月十六日)

イ「暫」又は「暫」

「暫」又は「暫」全77例のうち、49例が a の意味に、28例が b の意味に用いられており、両者の割合は64%対36%になる。前述したように b の占める割合は、「小右記」5%、「御堂関白記」8%であり、これら二文獻の場合は例外として処理している。

ところが、「権記」の26%、「左経記」の36%になると、単なる例外として処理することはできなくなるのである。

次に、a・b それぞれの意味に用いられている具体例を2例ずつ示すことにする。

a の意味に用いられている例

③⑤ 是新帝以来月五日暫依有可遷御之議也、(長和五年正月十五日)

③⑥ 仍自今夜賜瀧口武者等、暫可令宿直者、(寛仁元年七月二日)

b の意味に用いられている例

③⑦ 申文了次第入内、暫退出、参殿、(長元四年四月二十三日)

③⑧ 上達部多以参入、若可令参給者、早可参給者、暫内府参入、右府被下外記勘文了、(長元五年六月二十九日)

(長元五年六月二十九日)

ウ「頃」

「頃」は全2例しかなく、次例のようにいずれも b の意味に用いられている。

③⑨ 是興法計也者、頃参結政、上侍従中納言、請印了着南、(長元七年十月二十八日)

エ「頃之」

「頃之」は

④⑩ 令召諸司等、頃之申神祇官陰陽寮等参由、(寛仁元年七月一日)

④⑪ 早且参殿、頃之待従中納言左大弁被参入、(長元七年八月二十七日)

の例のように、218例全部が b の意味に用いられている。

オ「有暫」

「有暫」は「頃之」の218例に比べてわずか6例しかなく、「有」字によって b の意味であることが明記されている。

④⑫ 早朝甚雨、有暫晴、参内宮、(長元元年六月一日)

の例のように、全例 b の意味に用いられている。

カ「有頃」

「有頃」も前記「有暫」と同様、「有」字によってbの意味であることが明記されており、
⑬ 午剋参内着樂所、有頃人々多参着、(長和五年三月十二日)

の例のように全15例がbの意味に用いられている。
以上のことから、「左経記」では「暫」又は「暫」がaの意味で用いられる場合の主役であること、「頃之」がbの意味で用いられる場合の主役であることがわかる。又、この「頃之」は「小右記」・「権記」では二番目に多く用いられているものである。

なお、正字・通字の観点から別表一を整理し直すと、次のようになる。

正字	暫	有暫	6
通字	覽	12	71
		83	86%
		14%	

右の表から、「左経記」では「権記」(97%)・「御堂関白記」(78%)と同様、主として正字が用いられていることがわかる。

六、まとめ

「シバラク」を表す漢字の種類と用法について、各文献ごとに述べてきたが、今度は「小右記」と他の三文献とを比較してみよう。

四文献に共通に見られる用法は先述したように、aシバラクの間々するという意味に用いられている場合と、bシバラクして(ありて)ゝするという意味に用いられている場合とに二大別されるということである。

aの意味に用いられている場合の主役は、「小右記」では「暫」又は「暫」であり、この点
は他の三文献においても同じである。その他、「小右記」にはわずか8例であるが「且」が用いられており、この点は「左経記」(5例)と同じである。又、「程」や「間」の字の明記されているものは、「小右記」の「暫程」1例、「権記」の「暫間」2例、「御堂関白記」の「暫間」1例というようにそれぞれ一・二例に過ぎない。

なお、bの意味の例外としてaの意味に用いられているのは、「小右記」では「暫之」1例
・「少選」1例であり、「権記」では「頃之」1例であって、「御堂関白記」と「左経記」とには皆無である。

他方、bの意味に用いられている場合の主役は、「小右記」では「少時」又は「小時」である。それに続くものとしては、「頃之」と「少選」又は「小選」がある。「権記」の主役は「暫之」又は「暫之」と「頃之」で、両者は同じくらいの使用数を示している。「御堂関白記」の主役は「有暫」又は「有暫」であり、「左経記」のそれは「頃之」である。

つまり、「小右記」の主役「少時」又は「小時」は、他の三文献には皆無のものである。又、「小右記」で三番目に使用数の多い「少選」又は「小選」も、他の三文献には全然用いられていないものである。そして、「小右記」で二番目に使用数の多い「頃之」は、「権記」で二番目、「左経記」で一番目であり、この「頃之」は三文献に共通して使用数の多いものである。

bの用法で「小右記」に見られないものとしては、「権記」・「左経記」の「有頃」・「御堂関白記」・「左経記」の「有暫」又は「有暫」といった「有」字の明記されているものがある。

又、bの意味で用いられている場合の漢字の種類としては、各文献ごとに用例数の多い順に述べると、「小右記」では「少時」又は「小時」・「頃之」・「少選」又は「小選」・「暫之」又は「暫之」・「頃」・「須臾」の六種類、「権記」では「暫之」又は「暫之」・「頃之」・「暫」・「有頃」の四種類、「御堂関白記」では「有暫」又は「有暫」の一種類、「左経記」では「頃之」・「暫」又は「暫」・「有頃」・「有暫」・「頃」の五種類となる。*印を付したものは先述したように、aの意味に用いられるのが本則であるが、用例数の上から単なる例外だと処理し切れないものである。が、この*印を付したものを一応はずすとすれば、「権記」は三種類、「左経記」は四種類となる。

いずれにしても、種類の上では「小右記」が一番多い。しかも、他の三文献には全然見られない「少時」又は「小時」・「少選」又は「小選」・「須臾」の三種類を含んでいるのである。次に正字・通字、正字・類字の観点から言えば、他の三文献はいずれも「正字」が主として用いられているのに対し、「小右記」だけは半半くらいに用いられている。

結局のところ、「シバラク」を表す漢字の用法からみた「小右記」の特徴は、ほぼ同時期の他の三文献と比較してみた結果、次の諸点に要約することができよう。

(一) aの意味に用いられている場合の「小右記」での主役は「暫」又は「暫」であって、この点はこの三文献にも共通しているが、bの意味に用いられている場合に、次のような点特徴となつている。

(ア) 「小右記」に用いられている漢字は六種類であつて、他の三文献よりも多いこと。

(イ) 他の三文献に見られない用字が、「小右記」には三種類もあること。

(ウ) 「小右記」での主役である「少時」又は「小時」は、他の三文献には見られない用字の一つであること。

(二) 正字対通字、正字対類字の観点から見ると、他の三文献は主として正字が用いられているのに対し、「小右記」だけは半半くらいにしか用いられていない。つまり、「小右記」の記者である藤原実資は、正字と通字、正字と類字の区別をそれほど厳密には考えていなかったものと考えられる。

(昭和五十四年一月七日稿了)

四文献における「シバラク」の用字と用例数（別表一）

$\frac{a, b}{\text{全用例数}}$
 $\begin{cases} \text{a. シバラクの間～するという意味の用例数} \\ \text{b. シバラクして（ありて）～するという意味の用例数} \end{cases}$

用字	a の意味に 用いられている用字						b の意味に用いられている用字										合計		
	且	暫 (正字)	暫 (通字)	暫 之 間	暫 間	暫 程	頃	暫 之 (正字)	暫 之 (通字)	頃 之	須 臾	少 選 (正字)	小 選 (類字)	少 時 (正字)	小 時 (類字)	有 暫 (正字)		有 暫 (通字)	有 頃
小右記	$\frac{8, 0}{8}$	$\frac{121, 8}{129}$	$\frac{91, 4}{95}$	0	0	$\frac{1, 0}{1}$	$\frac{0, 2}{2}$	$\frac{1, 8}{9}$	$\frac{0, 17}{17}$	$\frac{0, 86}{86}$	$\frac{0, 2}{2}$	$\frac{1, 58}{59}$	$\frac{0, 13}{13}$	$\frac{0, 95}{95}$	$\frac{0, 143}{143}$	0	0	0	$\frac{223, 436}{659}$
権記	0	$\frac{85, 30}{115}$	$\frac{2, 0}{2}$	0	$\frac{2, 0}{2}$	0	0	$\frac{0, 60}{60}$	$\frac{0, 4}{4}$	$\frac{1, 55}{56}$	0	0	0	0	0	0	0	$\frac{0, 8}{8}$	$\frac{90, 157}{247}$
御堂 関白記	0	$\frac{18, 1}{19}$	$\frac{4, 1}{5}$	$\frac{1, 0}{1}$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\frac{0, 12}{12}$	$\frac{0, 4}{4}$	0	$\frac{23, 18}{41}$	
左経記	$\frac{5, 0}{5}$	$\frac{40, 25}{65}$	$\frac{9, 3}{12}$	0	0	0	$\frac{0, 2}{2}$	0	0	$\frac{0, 218}{218}$	0	0	0	0	$\frac{0, 6}{6}$	0	$\frac{0, 15}{15}$	$\frac{54, 269}{323}$	

四文献における「シバラク」の用字と用例数（別表二）

$\frac{a, b}{\text{全用例数}}$
 $\left\{ \begin{array}{l} \text{a. シバラクの間～するという意味の用例数} \\ \text{b. シバラクして（ありて）～するという意味の用例数} \end{array} \right.$

文献名	aの意味に用いられている用字					bの意味に用いられている用字								合計
	且	暫 (暫)	暫 之 間	暫 間	暫 程	頃	暫 之 (暫之)	頃 之	須 臾	少 選 (小選)	少 時 (小時)	有 暫 (有暫)	有 頃	
小右記	$\frac{8, 0}{8}$	$\frac{212, 12}{224}$	0	0	$\frac{1, 0}{1}$	$\frac{0, 2}{2}$	$\frac{1, 25}{26}$	$\frac{0, 86}{86}$	$\frac{0, 2}{2}$	$\frac{1, 71}{72}$	$\frac{0, 238}{238}$	0	0	$\frac{223, 436}{659}$
権記	0	$\frac{87, 30}{117}$	0	$\frac{2, 0}{2}$	0	0	$\frac{0, 64}{64}$	$\frac{1, 55}{56}$	0	0	0	0	$\frac{0, 8}{8}$	$\frac{90, 157}{247}$
御堂 関白記	0	$\frac{22, 2}{24}$	$\frac{1, 0}{1}$	0	0	0	0	0	0	0	0	$\frac{0, 16}{16}$	0	$\frac{23, 18}{41}$
左経記	$\frac{5, 0}{5}$	$\frac{49, 28}{77}$	0	0	0	$\frac{0, 2}{2}$	0	$\frac{0, 218}{218}$	0	0	0	$\frac{0, 6}{6}$	$\frac{0, 15}{15}$	$\frac{54, 269}{323}$